

「平成の大合併」の概要と中間評価

宮下 量久

はじめに

政府が1999年の「市町村の合併の特例に関する法律（以下、旧合併特例法）によって市町村合併を推進した結果、市町村数は1999年度の3,229から2014年度までに1,718へ半減した。この背景には、合併特例債の創設、合併算定替による普通交付税増額額の満額交付期限の延長、議員年金特例などの手厚い財政支援があったと考えられている。

ただ、合併から10年を経て、旧合併特例法の財政支援措置の一部が期限切れを迎えるなか、合併自治体は厳しい財政運営に直面している。例えば、八女市では「第7次行政改革大綱」において、「歳入に大きな比重を占める地方交付税について、合併算定替の特例が終了し、交付額の減額が始まります。地方交付税は毎年度に安定して歳入が見込める財源だけに、財政運営に与える影響は小さくありません。収入に応じた支出の見直しが急務です。」と明記し、効率的な財政運営の必要性を示している。また、合併自治体のなかには合併算定替による普通交付税増額額の段階的縮減に備えて、財政調整基金を積み立てている自治体もある¹⁾。合併自治体は合併後においても、歳出削減および歳入確保の両面から財政運営の安定化を模索し続けているといえよう。このような合併自治体の現状を踏まえると、「平成の大合併」は基礎的自治体の行財政基盤の強化を目指したものの、その政策目標はどの程度達成できたのであろうか。また、合併による新しい政策課題が各自治体に生じている恐れはないだろうか。

そこで本稿では、「平成の大合併」後の市町村の姿を概観し、合併自治体における財政運営の効率性

や行財政基盤の強化を検証することで、「平成の大合併」の政策評価を行う。なお、合併自治体は合併による財政支援措置を受けている場合もあるため、「平成の大合併」の政策評価を下すには、時期尚早かもしれない。したがって、本稿の検証は「平成の大合併」の中間評価として位置づけたい。

1 合併後における市町村のすがた²⁾

1) 市町村構成の変化

「平成の大合併」の特徴のひとつは、市・町・村のなかで、市の割合が拡大したことである。1999年では市が671（20.8%）、町が1,990（61.6%）、村が568（17.6%）であったが、2010年では市が786（45.5%）、町が757（43.8%）、村が184（10.7%）となった。つまり、町村数が「平成の大合併」後に1,617（24.7%pt）減少したことで、市の数が最多となり、市町村数の半数近くを占めることになった。「明治の大合併」は町村同士の合併であった。1953年から1961年の「昭和の大合併」では、市が286（2.9%）から556（16.0%）に増加しているが、村の大幅減少により町の割合が55.7%で最多であった。

なぜ、「平成の大合併」では市が最多になったのか。その理由のひとつには、市の要件が5万人から3万人に緩和されたことが考えられる。図1は、1920年度から2010年度までの人口規模別の市割合の推移である。中小規模の市割合が上昇していることがわかる。5万人以上10万人未満の市が2000年から2010年にかけて8.7%pt、3万人以上5万人未満の市が5.6%pt、10万人以上20万人未満の市が5.3%pt上昇している。とくに、3万人以上5万人未満の

1) 詳細は宮下・鷲見（2017）を参照されたい

2) 本章は中澤・宮下（2016）の第1章を基に作成している